

○「習志野市教育機関設置及び管理に関する条例」(抜粋)

第3章 業務及び管理

第2節 図書館

(目的)

第10条 図書館は、図書館法(昭和25年法律第118号。以下「法」という。)に基づき、図書、記録その他必要な資料を収集整理し、保存して市民の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする。

(平23条例9・一部改正)

(名称及び位置等)

第11条 図書館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
習志野市立大久保図書館	習志野市本大久保3丁目8番19号
習志野市立東習志野図書館	習志野市東習志野3丁目1番20号
習志野市立新習志野図書館	習志野市秋津3丁目6番3号
習志野市立藤崎図書館	習志野市藤崎6丁目20番11号
習志野市立谷津図書館	習志野市谷津5丁目16番33号

(昭55条例9・昭57条例11・平4条例10・平5条例9・平8条例10・平23条例9・一部改正)

(開館時間及び休館日)

第11条の2 図書館の開館時間及び休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、臨時にこれを変更し、又は休館日を設けることができる。

区分		開館時間	休館日
習志野市立大久保図書館	日曜日、火曜日、水曜日、金曜日及び土曜日	午前9時から午後5時まで	(1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その日後におけるその日に最も近い休日でない日 (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日 (3) 図書整理日 ア 1月4日。ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日 イ 1月及び2月を除く各月の第1金曜日(5月は第2金曜日)。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前におけるその日に最も近い休日でない日
	木曜日	午前9時から午後7時まで	
習志野市立東習志野図書館	日曜日、火曜日、水曜日、木曜日及び金曜日	午前9時から午後5時まで	ア 1月4日。ただし、その日が月曜日に当たるときは、その翌日 イ 1月及び2月を除く各月の第1金曜日(5月は第2金曜日)。ただし、その日が休日に当たるときは、その日前におけるその日に最も近い休日でない日
習志野市立新習志野図書館	土曜日	午前9時から午後7時まで	
習志野市立藤崎図書館			
習志野市立谷津図書館			

2 前項の規定にかかわらず、休日の開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

(平23条例9・追加、平26条例13・一部改正)

(業務)

第 12 条 図書館は、法第 3 条各号に掲げる事業を行う。

(平 23 条例 9・一部改正)

(利用の制限)

第 13 条 教育委員会は、次の各号の一に該当する者に対しては図書館施設及び設備並びに図書館資料の利用を制限することができる。

- (1) 館内の風紀秩序を乱し、又は他人の迷惑となる行為をしたと認められる者
- (2) 図書館の施設若しくは設備又は図書館資料を滅失し、又は毀損するおそれがあると認められる者
- (3) その他管理上支障があると認められる者

(昭 55 条例 9・平 23 条例 9・一部改正)

(指定管理者による管理)

第 13 条の 2 教育委員会は、習志野市立東習志野図書館、習志野市立新習志野図書館、習志野市立藤崎図書館及び習志野市立谷津図書館の管理を指定管理者に行わせるものとする。

2 指定管理者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 法第 3 条各号に掲げる事業を行うこと。
- (2) 利用の制限を行うこと。
- (3) 施設及び設備の維持管理を行うこと。
- (4) その他前 3 号の業務を行うに当たり必要な行為を行うこと。

3 指定管理者が行う管理の基準は、第 11 条の 2 から前条までに定めるところによる。この場合において、これらの規定の適用については、第 11 条の 2 ただし書中「教育委員会が特に必要があると認める」とあるのは「指定管理者が教育委員会の承認を得た」と、第 13 条中「教育委員会」とあるのは「指定管理者」とする。

(平 23 条例 9・追加、平 26 条例 13・平 29 条例 10・一部改正)